

## 短期入所生活介護 運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人光仁会が開設する恵光園短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 名 称 | 恵光園短期入所生活介護事業所    |
| 所在地 | 青森県むつ市大字奥内字竹立 9 番 |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤専従)
- (2) 医師 1名(非常勤嘱託医)
- (3) 生活相談員 1名
- (4) 介護及び看護職員  
介護職員 34名 (常勤専従32名・非常勤専従2名)  
看護職員 4名 (常勤専従3名・常勤兼務1名・機能訓練指導員と兼務)
- (5) 管理栄養士 1名(常勤専従)
- (6) 機能訓練指導員 1名(常勤兼務、看護職員と兼務)
- (7) 事務員(常勤専従)  
事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 併設型 10名(ユニット型個室)

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 (1) 居住費・食費

|       | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階① | 第3段階② | 非該当   |
|-------|------|------|-------|-------|-------|
| 居 住 費 | 880  | 880  | 1,370 | 1,370 | 2,066 |
| 食 費   | 300  | 390  | 650   | 1,360 | 1,500 |

(2) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(3) 理美容代 実費

(4) その他の介護保険給付費以外のサービスは重要事項説明書に明記してある通り。

3 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に

ついて説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け  
ることとする。

- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの  
内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提  
供証明書を入所者に対して交付することとする。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用  
は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に  
対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書  
に署名（記名押印）を受けることとする。

#### （緊急時等における対応方法）

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介  
護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急  
事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた  
協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなけれ  
ばならない。

#### （通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、むつ市・下北郡・上北郡区域とする。

#### （サービスの利用に当たっての留意事項）

- 第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス  
提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指  
示を行う。
    - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
    - (2) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養  
護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにす  
る。
    - (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

#### （非常災害対策）

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する  
防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出  
等訓練を行う。

#### （虐待の防止）

第11条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の事項)

第13条 施設は、入居者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設は、職員の資質向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
- 3 施設は、職員に対し身分証明書を発行し、職員はその勤務中は、その身分証明を携帯することにより、入居者又はその家族から求められたときには、これを提示して身分を明らかにすることとする。
- 4 事業所の従業者、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 5 従業者でなくなった者についても、秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。

(附則)

この規程は、平成30年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。